

諏訪市福祉事務所設置条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市条例第 9 号

諏訪市福祉事務所設置条例

諏訪市福祉事務所設置条例（昭和 36 年諏訪市条例第 60 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、市に福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
諏訪市福祉事務所	諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

（事務）

第 3 条 福祉事務所は、法第 14 条第 6 項に規定する事務のほか社会福祉に関する事務及び市長が必要と認める事務をつかさどる。

（所員の定数）

第 4 条 福祉事務所の所員の定数は、諏訪市職員定数条例（昭和 36 年諏訪市条例第 7 号）第 2 条に掲げる市長の事務部局の職員の数に含まれるものとする。

（補則）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。